

下関北九州道路に係る環境影響準備書に対する市長意見

1 全般的事項

下関北九州道路（以下「本事業」という。）は、事業着手時期が明らかではなく、また事業期間も長期にわたることが想定されるため、事業の実施により、現時点で予測し得ない著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を聴いた上で、最新の知見を踏まえて、実行可能な措置を講ずること。

2 個別的事項

（１） 騒音

自動車の走行に伴う騒音の環境保全措置については、遮音壁の設置を除き内容の詳細の一部が下関北九州道路に係る環境影響評価準備書に記載されていない。環境保全措置の内容を詳細なものとするとともに、基準等との整合を図るだけでなく、事業の実施による影響ができる限り回避又は低減されるように努めること。

（２） 動物・植物・生態系

ア 動物相及び植物相

本事業は、地域特性の異なる複数の市域にまたがる事業であるため、動物相及び植物相の調査結果については、市域ごとに整理し、事業実施区域の特性を適切に把握するよう努めること。

イ 海棲哺乳類

スナメリの生態について、昼夜により鳴音特性が異なることや単独性と群居性の両方の特性を有する可能性があることなどが知られているため、工事の実施により発生する水中音の影響については、学識経験者等専門家の助言を踏まえ、有効な事後調査を実施し、本事業による影響を適切に把握するよう努めること。

（３） 廃棄物等

本事業により発生する建設副産物については、事業着手時における再資源化率等の基準を上回るよう再利用・再資源化に努めること。